

# 国立大学法人琉球大学料金規程

平成16年4月1日  
制定

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における授業料その他の費用に関し必要な事項を定めるものとする。なお、この規程に定める料金の免除及び徴収猶予に関しては、琉球大学学則、琉球大学大学院学則その他関係規則等に基づくところによる。

## 第2章 授業料、入学料、検定料及び学修支援料

### (授業料、入学料、検定料及び学修支援料の額)

第2条 授業料、入学料、検定料及び学修支援料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 琉球大学学則第12条及び琉球大学大学院学則第10条に規定される修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切上げるものとする。）とする。

3 学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

4 教育学部附属小学校及び附属中学校における検定料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

5 学部及び大学院法務研究科において、出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行う場合の検定料の額については、別表第4に定めるとおりとする。

### (授業料の徴収方法)

第3条 授業料（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料は除く。この条から第8条までにおいて同じ。）は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。ただし、法務研究科の学生が標準修業年限を超えて在学している場合の徴収額は、それぞれの期において履修すべき単位数により別表1に定める額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては4月、後期にあっては10月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学年度に係る授業料について、入学を許可さ

れる者の申出があったときは、入学年度の前年度において入学を許可するときにその一部又は全部を徴収することができる。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の中途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の中途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(転学等の場合における授業料の額)

第7条 後期の徴収の時期前に転学及び退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切上げるものとする。）とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料の額及び徴収方法の特例)

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、学年の中途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の1/2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の

中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(科目等履修生等の授業料の徴収方法)

第9条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の授業料は、入学を許可された時に徴収する。ただし、在学予定期間が6ヶ月を超える場合は入学を許可された時、4月及び10月に徴収することができる。

(入学料の徴収方法)

第10条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第11条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願(第2条第5項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収するものとする。

(学修支援料の徴収)

第11条の2 学修支援料は、在籍を許可された学期(半年額)分を徴収するものとする。  
2 前項にかかわらず、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生として在籍を許可された最初の学期分については、徴収しないものとする。

### 第3章 寄宿料

(寄宿料等の額及び徴収方法)

第12条 寄宿料の額及び駐車場利用料の額は、別表第5に定めるとおりとし、寄宿料については、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで、また、駐車場利用料については、駐車場利用開始日の属する月から利用終了日の属する月まで毎月その月分を徴収するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、その申出又は承諾があった月分の寄宿料及び駐車場利用料を併せて徴収することができる。

### 第4章 学位論文審査手数料

(学位論文審査手数料の額及び徴収方法)

第13条 学位論文審査手数料の額は、別表第6に定めるとおりとし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

### 第5章 外部から受入れる研究員等の研究費等

(民間等共同研究員の研究料の額及び徴収方法)

第14条 民間等共同研究員の研究料の額は、別表第7に定めるとおりとし、共同研究契約を締結した後、所定の手続により速やかに徴収するものとする。

2 同一年度内において研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。

(受託研究員、内地研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び独立行政法人教員研修センター研修員の研究料の額及び徴収方法)

第15条 受託研究員、内地研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員の研究料の額は別表第8に定めるとおりとする。

2 受託研究員の研究料は受入れを許可するときに徴収するものとする。ただし、別表第8に掲げる研究期間の範囲内で、研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、同一の受託研究員に係る研究料は改めて徴収しない。

3 内地研究員の研究料は、研究開始の月までに徴収するものとする。

4 私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員の研究料は、研究予定期間に応じて、3月分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が3月末満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間内における当初の月に徴収するものとする。また、受入期間が、本法人の事業年度をまたがる場合は、事業年度ごとに区分して徴収する。

(外国人受託研修員の研修料の額及び徴収方法)

第16条 外国人受託研修員の研修料の額は、別表第9に定めるとおりとし、受入れを許可するときにその期間に係る研修料を徴収するものとする。ただし、受入期間が、本法人の事業年度をまたがる場合は、事業年度ごとに区分して徴収する。

2 研修期間の延長を許可する場合は、当該延長期間に係る研修料を徴収するものとする。

(中国医学研修生、病院受託実習生、病院研修生、研修登録医、エイズ診療従事者研修生、薬剤師実務受託研修生、栄養サポートチーム専門療法士取得に関わる実地修練生及び看護師特定行為研修生の実習料等の額及び徴収方法)

第17条 中国医学研修生、病院受託実習生、病院研修生、研修登録医、エイズ診療従事者研修生、薬剤師実務受託研修生、栄養サポートチーム専門療法士取得に関わる実地修練生及び看護師特定行為研修生の実習料等の額は、別表第10に定めるとおりとし、受入れを許可するときにその期間に係る実習料等を徴収するものとする。ただし、受入期間が、本法人の事業年度をまたがる場合は、事業年度ごとに区分して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第10に定める料金より高額な申出があった場合は、その額を徴収することとする。

## 第6章 受託試験料及び受託検査料

(受託試験料の額及び徴収方法)

第18条 受託試験の試験料の額は、別表第11に定めるとおりとし、試験の申込みを受理するときに徴収するものとする。

2 その他の受託試験に係る料金の額及びその徴収方法については、別に定める。

(病理組織受託検査料及び病理解剖受託検査料の額及び徴収方法)

第19条 病理組織受託検査料及び病理解剖受託検査料等の額は、別表第12に定めるとおりとし、検査の申込みを受理するときに徴収することを原則とする。

## 第7章 公開講座及び公開授業の講習料

(講習料の額及び徴収方法)

第20条 公開講座の講習料の額は別表第13、公開授業の講習料の額は別表第13の2に定めるとおりとし、受講を許可するときに徴収するものとする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、講習料の一部若しくは全部を免除し、又は加算した額を徴収ができるものとする。

## 第8章 教員免許状更新講習料

(教員免許状更新講習料等の額及び徴収方法)

第20条の2 教員免許状更新講習料及び履修証明書再発行手数料の額は、別表第17に定めるとおりとし、講習料については受講を許可するときに、履修証明書再発行手数料については、発行するときに徴収するものとする。

## 第9章 学内施設等の使用料等

(研究者用宿泊施設の使用料等及び徴収方法)

第21条 国際交流会館（研究者用）、研究者交流施設及び熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設）研究員宿泊施設の使用料等の額は、別表第14に定めるとおりとし、国際交流会館及び熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設）研究員宿泊施設にあっては毎月、研究者交流施設にあっては使用を許可する時に徴収するものとする。

(産学官連携活動に資する研究施設の使用料及び徴収方法)

第21条の2 産学官連携活動に資するため使用を許可された産学官連携棟及び地域創生総合研究棟の使用料の額は、別表第14の2に定めるとおりとし、利用期間にかかる全額を、利用開始後速やかに徴収するものとする。ただし、双方の合意により使用料の支払方法及び徴収時期を定めた場合には、それによることができる。

(教育研究施設の使用料及び徴収方法)

第21条の3 研究基盤センターの施設等使用に係る料金の額及び徴収方法については、別に定める。

2 医学部再生医療研究センター棟の施設使用に係る料金の額及び徴収方法については、別

に定める。

(その他の施設の使用料及び徴収方法)

第21条の4 第21条及び第21条の2に定める施設以外の使用料及び徴収方法については、国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領において定める。ただし、第21条の3、第25条の2に定める施設等使用に係る料金の額及び徴収方法についてはこの限りでない。

## 第10章 文献複写料

(文献複写料の額及び徴収方法)

第22条 文献複写料の額は、別表第15に定めるとおりとし、別に定める場合を除き、文献複写の申込みを受理するときに徴収するものとする。

## 第11章 宿舎料等

(職員寄宿の使用料及び徴収方法)

第23条 職員宿舎の使用料及び徴収方法は、国立大学法人琉球大学宿舎規程において定める。

## 第12章 情報公開に係る手数料

(情報公開に係る手数料の額及び徴収方法)

第24条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第17条第2項の規定により本法人が定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

- (1)開示の請求に係る手数料は、開示請求に係る法人文書一件につき300円とする。
  - (2)開示の実施に係る手数料は、別表第16に定めるとおりとする。(手数料の算出に当たっては、情報公開法施行令第13条第1項及び第2項の規定を準用する。)
- 2 開示請求手数料は、開示の請求の申込みを受理したときに徴収し、開示実施手数料は、開示の実施をするときに徴収するものとする。

## 第13章 個人情報の開示請求及び非識別加工情報の利用に係る手数料

(個人情報の開示請求に係る手数料の額及び徴収方法)

第24条の2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第26条第2項の規定により本法人が定める開示請求に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき、300円とする。

- 2 開示請求に係る手数料は、開示の請求の申込みを受理したときに徴収するものとする。

(非識別加工情報の利用に係る手数料の額及び徴収方法)

第24条の3 独立行政法人等個人情報保護法第44条の5第1項の規定に基づき事業を提案し、同法第44条の9の規定に基づく契約の締結後、同法第44条の13第1項の規定に基づき納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 非識別加工情報の作成を委託した者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- (3) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の8第1項において準用する情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

2 独立行政法人等個人情報保護法第44条の12第1項の規定に基づき事業を提案し、同法第44条の9の規定に基づく契約の締結後、同法第44条の13第1項に基づき納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 独立行政法人等個人情報保護法第44条の9に基づき当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の9に基づき当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 非識別加工情報の提案に係る手数料は、非識別加工情報の利用に関する契約を締結するときに徴収するものとする。

## 第14章 証明書の発行に係る手数料

(証明書発行手数料の額及び徴収方法)

第24条の4 琉球大学を卒業又は修了した者、退学した者及び除籍された者並びに琉球大学に研究生、科目等履修生等で在籍していた者に発行する卒業証明書、修了証明書、成績証明書、在籍期間証明書、単位取得証明書その他の証明書の発行手数料の額は、別表第18に定めるとおりとし、証明書発行の申込みを受理するときに徴収するものとする。

## 第15章 医学部附属病院における診療等に係る料金、施設等の使用料及び その他の料金

(医学部附属病院における診療等に係る料金の額及び徴収方法)

第25条 医学部附属病院における診療等に係る料金の額及びその徴収方法については、別に定める。

(琉球大学医学部附属病院クリニカルシミュレーションセンターにおける施設等使用に係る料金の額及び徴収方法)

第25条の2 琉球大学医学部附属病院クリニカルシミュレーションセンターの施設等使用に係る料金の額及びその徴収方法については、別に定める。

(琉球大学医学部附属病院臨床研究教育管理センターにおける臨床研究の監査・モニタリングに係る料金の額及び徴収方法)

第25条の3 琉球大学医学部附属病院臨床研究教育管理センターが実施する臨床研究の監査・モニタリングに係る料金の額及びその徴収方法については、別に定める。

(琉球大学医学部附属病院臨床研究支援センターにおける臨床研究の支援に係る料金の額及び徴収方法)

第25条の4 琉球大学医学部附属病院臨床研究支援センターにおける臨床研究の支援に係る料金の額及びその徴収方法については、別に定める。

## 第16章 他の料金

(再生医療等提供計画審査料の額及び徴収方法)

第26条 医学部特定認定再生医療等委員会及び医学部認定再生医療等委員会における再生医療等提供計画審査料の額及び徴収方法については、別に定める。

## 第17章 雜則

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、経営協議会の審議と役員会の議を経て学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年12月28日）

この規程は、平成18年12月28日から施行し、改正後の別表第11（第18条関係）は、平成18年8月1日から適用する。

### 附 則（平成19年3月16日）

この規程は、平成19年3月16日から施行し、改正後の別表第11（第18条関係）は、平成18年8月1日から適用する。

### 附 則（平成19年10月29日）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

### 附 則（平成20年4月16日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

### 附 則（平成21年3月9日）

この規程は、平成21年3月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第11条（第18条関係）は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年5月21日）

この規程は、平成21年5月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月29日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日）

この規程は、平成22年9月6日から施行し、平成22年7月20日から適用する。

附 則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日）

この規程は、平成23年11月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月24日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月5日）

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成24年5月1日から適用する。ただし、第21条の3ただし書及び第25条2並びに改正後の別表第10（第17条関係）中「病院受託実習生」の理学療法士、作業療法士の研修料については、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成27年5月27日から適用する。

附 則（平成28年7月11日）

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月30日）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年11月14日）

この規程は、平成28年11月14日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年3月22日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日）

この規程は、平成30年3月27日から施行する。ただし、改正後の第24条の3の規定は、平成30年2月28日から適用する。

別表第1（第2条第1項及び第3条第1項関係）

単位：円

区分	授業料	入学料	検定料	学修支援料
学部（夜間において授業を行う学部を除く）	年額 535,800	282,000	17,000	_____
夜間において授業を行う学部	年額 267,900	141,000	10,000	_____
専攻科（特別支援教育特別専攻科）	年額 273,900	58,400	16,500	_____
大学院の研究科	年額 535,800	282,000	30,000	_____
大学院法務研究科	年額 804,000  標準修業年限を超過した場合、各期額 履修すべき単位数 1～4単位 100,000 5～9単位 200,000 10単位以上 402,000	282,000	30,000	_____
科目等履修生 特別聴講生	1単位 14,800	28,200	9,800	_____
研究学生 特別研究学生	月額 29,700	84,600	9,800	_____
法務学修生	_____	_____	_____	半年額 30,000

別表第2（第2条第3項関係）

単位：円

区分	検定料
学部の転入学、編入学又は再入学	30,000
夜間において授業を行う学部の転入学、編入学又は再入学	18,000

別表第3（第2条第4項関係）

単位：円

区分	検定料
小学校	3,300
中学校	5,000

別表第4（第2条第5項関係）

単位：円

区分	検定料
第一段階目の選抜	学部（夜間において授業を行う学部を除く）
	夜間において授業を行う学部
	大学院法務研究科
第二段階目の選抜	学部（夜間において授業を行う学部を除く）
	夜間において授業を行う学部
	大学院法務研究科

別表第5（第12条関係）

単位：円

施設	区分	寄宿料等（月額）
千原寮	单身室 Aタイプ	4,300
	单身室 Bタイプ	4,700
	单身室 Cタイプ	15,000
千原寮駐車場	1区画（1台分）	1,000
国際交流会館	单身室 Dタイプ	5,900
	夫婦室	Aタイプ 9,500
		Bタイプ 9,500
	家族室	Aタイプ 14,200
		Bタイプ 14,200

## ※部屋タイプの区分について

- ・ 単身室Aタイプ 各階に設置されている共同のトイレ、洗面洗濯室、捕食室及び別棟に設置されている共同シャワー室を利用するタイプ
- ・ 単身室Bタイプ 各室にトイレがあり、各階に設置されている共同シャワー室、洗濯室・捕食室を利用するタイプ
- ・ 単身室Cタイプ 各室にミニキッチン、シャワー、トイレがあり、各階に設置されている共同の洗濯室を利用するタイプ
- ・ 単身室Dタイプ 外国人留学生の単身用で、各室にキッチン、シャワー、トイレ等が設置されている。
- ・ 夫婦室A・Bタイプ 外国人留学生と同居者1名（配偶者・パートナー）用で、各室にキッチン、シャワー、トイレ等が設置されている。
- ・ 家族室A・Bタイプ 外国人留学生と同居者2名（配偶者・子など）用で、各室にキッチン、シャワー、トイレ等が設置されている。

別表第6（第13条関係）

単位：円

区分	1件当たり審査料
学位論文審査手数料	57,000

別表第7（第14条関係）

単位：円

区分	研究料（年額）
民間等共同研究員	432,000

別表第8（第15条関係）

単位：円

区分	研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6ヶ月を超えて 1年以内 556,660
	短期	6ヶ月以内 278,330
農林水産省及び農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人（注 参照）が定める受託研究員等	長期	6ヶ月を超えて 1年以内 556,660
	短期	6ヶ月以内 278,330
		3ヶ月以内 139,160
内地研究員	6ヶ月以上 10ヶ月以内	月額 43,610
私学研修員	実験(臨床を含む)系	3ヶ月 111,330
	非実験系	3ヶ月 55,660
専修学校研修員	実験(臨床を含む)系	111,330
	非実験系	55,660
公立高等専門学校研修員	実験(臨床を含む)系	111,330
	非実験系	55,660
公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	111,330
	非実験系	55,660
独立行政法人教員研修センター研修員	実験系	3ヶ月 29,990
	非実験系	3ヶ月 17,400

(注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター

別表第9（第16条）

単位：円

区分	研修料
外国人受託研修員	1ヶ月 226,000

別表第10（第17条関係）

単位：円

区分	研修料
中国医学研修生	1年 556,660
病院受託実習生	11週 339,420 1週 30,850
	理学療法士、作業療法士 1日 2,160
	その他 1日 1,080
病院研修生	薬剤師 1日 1,540 看護師 認定看護師 専門看護師 1日 4,110 救急救命士 1日 2,050 救急救命士（気管挿管） 1症例 2,050 その他 1日 1,080
研修登録医	1月（週1日） 6,480
エイズ診療従事者研修生	医師・歯科医師 1日 2,700 看護師等医療従事者 1日 1,290
薬剤師実務受託研修生	10ヶ月 312,680 2ヶ月 62,530
栄養サポートチーム専門療法士取得に関わる実地修練生	40時間 30,850
看護師特定行為研修生	必修 共通科目 440,000 区別科目（選択） 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 39,000 創部ドレーン管理関連 23,000

別表第11（第18条関係）

単位：円

試験の種類	単位	試験料	備考
骨材洗い試験	1単位	12,900	
骨材単位容積質量試験	1単位	12,500	
骨材有機不純物試験	1単位	6,900	
骨材ふるい分け試験	1単位	8,500	
細骨材比重試験	1単位	15,500	
細骨材吸水量試験	1単位	15,500	
粗骨材比重試験	1単位	11,800	
粗骨材吸水量試験	1単位	11,800	
土の粒度試験	1単位	23,900	
金属材料引張試験	1単位	4,900	
金属材料曲げ試験	1単位	4,000	
コンクリート圧縮試験	1単位(1本)	2,200	
コンクリート曲げ試験	1単位(1本)	4,500	
骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)	1単位	149,660	
骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モルタルバー法)	1単位	189,310	

※前処理等（サンプリング及び前処理のことをいう。）が必要な場合は、その分の料金は別途相談

別表第12（第19条関係）

単位：円

検査名	区分	検査料	
病理解剖	解剖料	1体	270,000
病理組織検査	迅速顕微鏡検査	1手術につき	25,920
	迅速顕微鏡検査	遠隔病理診断	21,490
	顕微鏡検査のみ	1臓器につき (リンパ節含む)	13,930
	電子顕微鏡検査を行った場合	1臓器につき (リンパ節含む)	35,530
	免疫抗体法検査を行った場合	1臓器につき (リンパ節含む)	17,710
	電子顕微鏡及び免疫抗体法検査を行った場合	1臓器につき (リンパ節含む)	39,310
	組織診断	組織標本1件 当たり	2,160
細胞診検査 (1部位につき)	婦人科材料		3,190
	その他		3,620

別表第13（第20条関係）

単位：円

1講座当たりの時間数	公開講座講習料
5時間以下	2, 670
5時間を超え 10時間以下	3, 180
10時間を超え 15時間以下	3, 700
15時間を超え 20時間以下	4, 210
20時間を超え 25時間以下	4, 730
25時間を超え 30時間以下	5, 240
30時間を超え 35時間以下	5, 760
35時間を超え 40時間以下	6, 270
40時間を超え 45時間以下	6, 780
45時間を超え 50時間以下	7, 300
50時間を超え 55時間以下	7, 810
55時間を超え 60時間以下	8, 330
60時間を超え 65時間以下	8, 840
65時間を超え 70時間以下	9, 360
70時間を超え 75時間以下	9, 870
75時間を超え 80時間以下	10, 380
80時間を超え 85時間以下	10, 900
85時間を超え 90時間以下	11, 410
90時間を超え 95時間以下	11, 930
95時間を超え 100時間以下	12, 440

別表第13の2 (第20条関係)

単位：円

区分	公開授業講習料
単価料金：1科目（全15回の場合）	4,730
単価料金：1科目（全30回の場合）	6,780
半期定額料金：半期間（前期又は後期）に2科目以上を受講する場合	6,780
通年定額料金：通年で、2科目以上を受講する場合。	9,360

別表第14（第21条関係）

単位：円

施設等	区分	使用料	
		月額	日額
国際交流会館	夫婦室	Aタイプ	17,700
		Bタイプ	17,000
	家族室	Aタイプ	27,800
		Bタイプ	23,700
	单身室	8,600	290
熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設）研究員宿泊施設	Aタイプ	24,760	830
	Bタイプ	15,100	510

単位：円

施設等	区分	使用料 (1泊1名分)
研究者交流施設	シングルルーム	2,800
	ツインルーム (車椅子対応含む)	2人使用 2,800
		1人使用 4,700

別表第14の2（第21条の2関係）

単位：円

施設等	区分	使用料 (月額)
産学官連携棟	1 m <sup>2</sup> 当たり (光熱水料を含む。)	1,540
地域創生総合研究棟	1 m <sup>2</sup> 当たり (光熱水料を含まない。)	1,590

別表第15（第22条関係）

単位：円

電子複写方式	普通料金	学内者	1枚につき	20	
		学外者	1枚につき	40	
	カラー料金	学内者	1枚につき	60	
		学外者	1枚につき	80	
送 料				実費	
FAX送付による文献複写		学内者	1枚につき	20	
		学外者	1枚につき	80	
文献画像システムによる文献複写		学内者	1枚につき	20	
		学外者	1枚につき	40	

※「学内者」とは、本法人が設置する琉球大学の学生及びこれに準ずる者、役職員並びに名誉教授をいう。

「学外者」とは、学内者以外の者をいう。

別表第16（第24条関係）

単位：円

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法により該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円, A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円, A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203mm, 横254mmのものについては, 520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能な限り)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生が可能な限り)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)

3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては、430円）
4 スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203mm、横254mmのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものとの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものとの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙により出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付（※FDのこと）	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（※CD-Rのこと。）	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120mmの	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

	光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付(※DVD-Rのこと。)	
	チ 幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7mm磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129, 6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの交付	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16mm映画フィルムについては13,000円、35mm映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16mm映画フィルムについては3,200円35mm映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ (スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	一巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては5,200円にその超える枚数一枚につき110円を加えた額）
備 考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

別表第17（第20条の2関係）

## (1) 講習時間及び講習料

単位：円

領 域	講 習 時 間	講 習 料	備 考
必 修	6 時間以上	7, 0 0 0	
選 択 必 修	6 時間以上	7, 0 0 0	
選 択	6 時間以上 12 時間未満	7, 0 0 0	
	12 時間以上 18 時間未満	14, 0 0 0	
	18 時間以上	21, 0 0 0	

(2) 履修証明書発行手数料 500 円

別表第18（第24条の4関係）

単位：円

区 分	発 行 手 数 料
和文による証明書	1通につき 300
英文による証明書	1通につき 500